

も、存在しなかった。

既判力。上訴手段を盡して確定した判決の判旨は、以後むしかえして問題とされることがない。中國にはこの原則なく、民事において過去の「案」は一つの参考とされるにすぎず、刑事において一事不再理の保障がなかった。

山西商人と中國史

佐 伯 富

山西商人は已に早くから滿洲に發展し、清朝とは密接な關係をもつていた。又清朝の北京鑛都後も、山西は國都に近い所から山西商人は清朝とは深い關連をもち、清朝財政に大きな役割を果たした。

財政の大半を占める鹽稅に於ても、山西商人の占める比重は最も大であつたらしい。それは淮南鹽を始め全國の殆んどすべての鹽の販賣を山西商人が牛耳つていたことから推察できる。この外、山西商人は米穀・綢布・人參・銅鐵・石炭・毛皮革等、重要な物資の賣買に従事し、全國に販賣網を敷いていたが、更に蒙古や新疆或は長崎・キヤフタ等にも販路を擴大して利益をあげた。後には票商として金融界を支配し、納稅の無利子の政府公金を管理し或は送金し、これを高利で貸付けて莫大な利潤を得た。かように山西商人は常に清朝政權とは密接に結びつきながら發展したのである。

それでは山西商人發展の主要な原因は政權との結びつきにあるかというに、確かにそれは重要な要因ではあるが、更に重要なこと

は、山西は近代、海上貿易が盛行する以前には、東西乃至南北の世界の交通の要衝に當つていたことである。この立地條件が山西商人の興起を促した。この事は堯舜の傳説以來、山西に國を建て或は都を奠めた國がいかに多いかが、これを想像させる。山西は古來耕地が少なく農業は振わなかったが、商業は古くから發展していた。そこで、これら諸國の財政は主として商人に依存する所が多かつたに相違なく、中原王朝の興起の背景には、山西商人の重要な役割があつたのではあるまいか。これを清朝における山西商人の活躍から遡つて類推したのである。